

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（目黒区決定）（案）
 都市計画中目黒駅前北地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の [] は全幅員を示す

名 称		中目黒駅前北地区第一種市街地再開発事業			
施行区域面積		約 0.6 ha			
公共施設の 配置及び規模	道路	種 別	名 称	規 模	備 考
		幹線街路	都市計画道路環状第 6 号線	別に都市計画において定めるとおり	既設
		区画道路	区画道路 1 号（区道 B-39 号線）	幅員 約 8.5m～約 11.5m 延長 約 65m	拡幅
			区画道路 2 号（区道 B-40 号線）	幅員 約 4.0m 延長 約 60m	既設・再整備（自転車歩行者専用化又は歩行者専用化）
区画道路 3 号（区道 B-35 号線）	幅員 約 2.7m [約 5.4m] 延長 約 55m		既設		
建築物の整備	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	
	約 2,520 m ²	約 44,000 m ² [約 28,000 m ²]	住宅、店舗等	160m	
建築敷地の整備	建築敷地面積	整 備 計 画			
	約 3,660 m ²	敷地の周辺に壁面の位置の制限を定め、歩道状空地を整備するとともに、地上広場及び立体広場を整備し、ウォークアブルで魅力的なまちなか拠点を形成する。			
住宅建設の目標		戸 数	面 積	備 考	
		約 260 戸	約 29,000 m ²	共用部分を含む	
参 考		地区計画及び高度利用地区の区域内にあり			

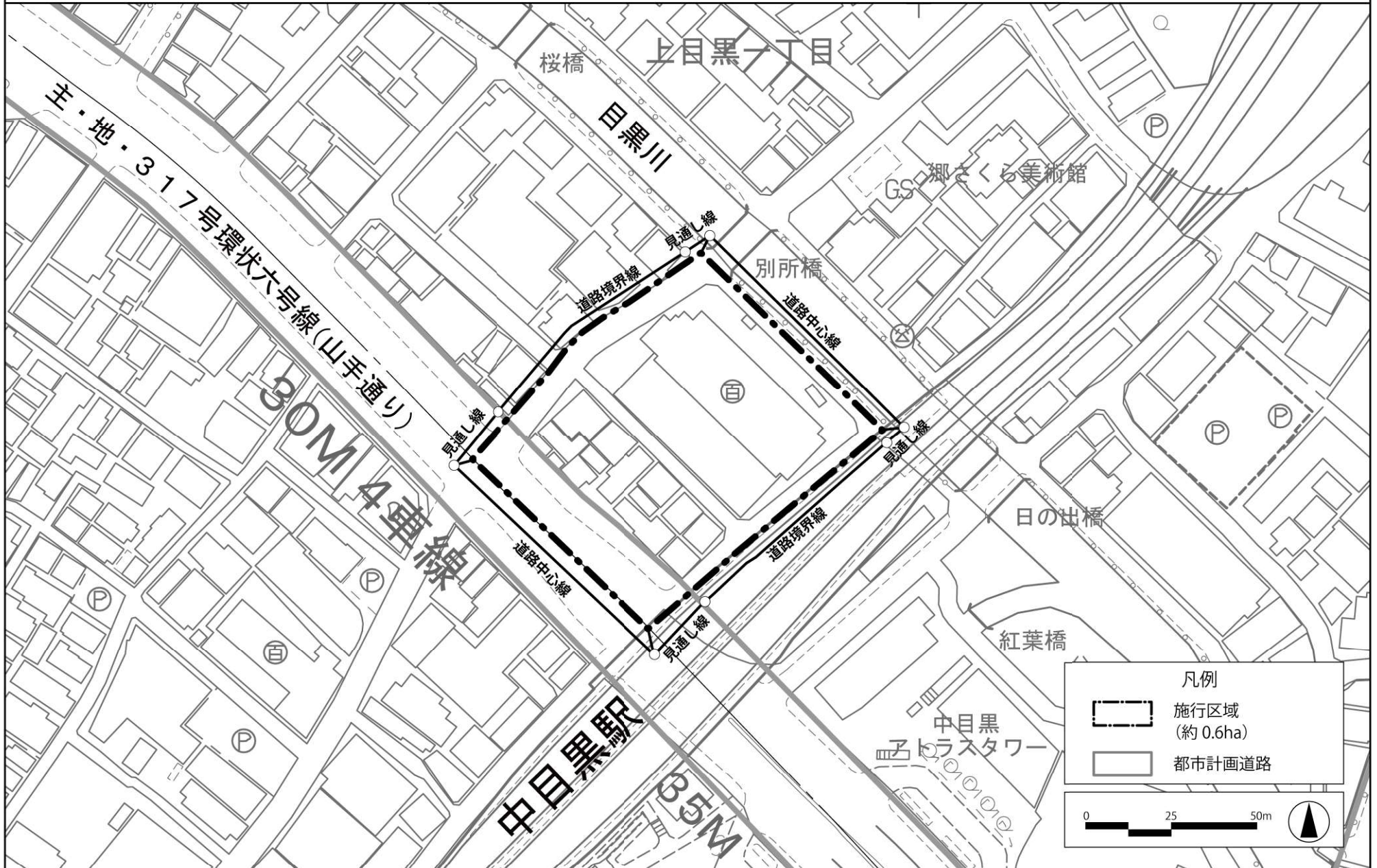
「施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由

目黒区の広域生活拠点として、土地の合理的かつ健全な土地利用と都市機能の更新を図り、安全で快適なまちなか拠点を形成するため、第一種市街地再開発事業を都市計画決定する。

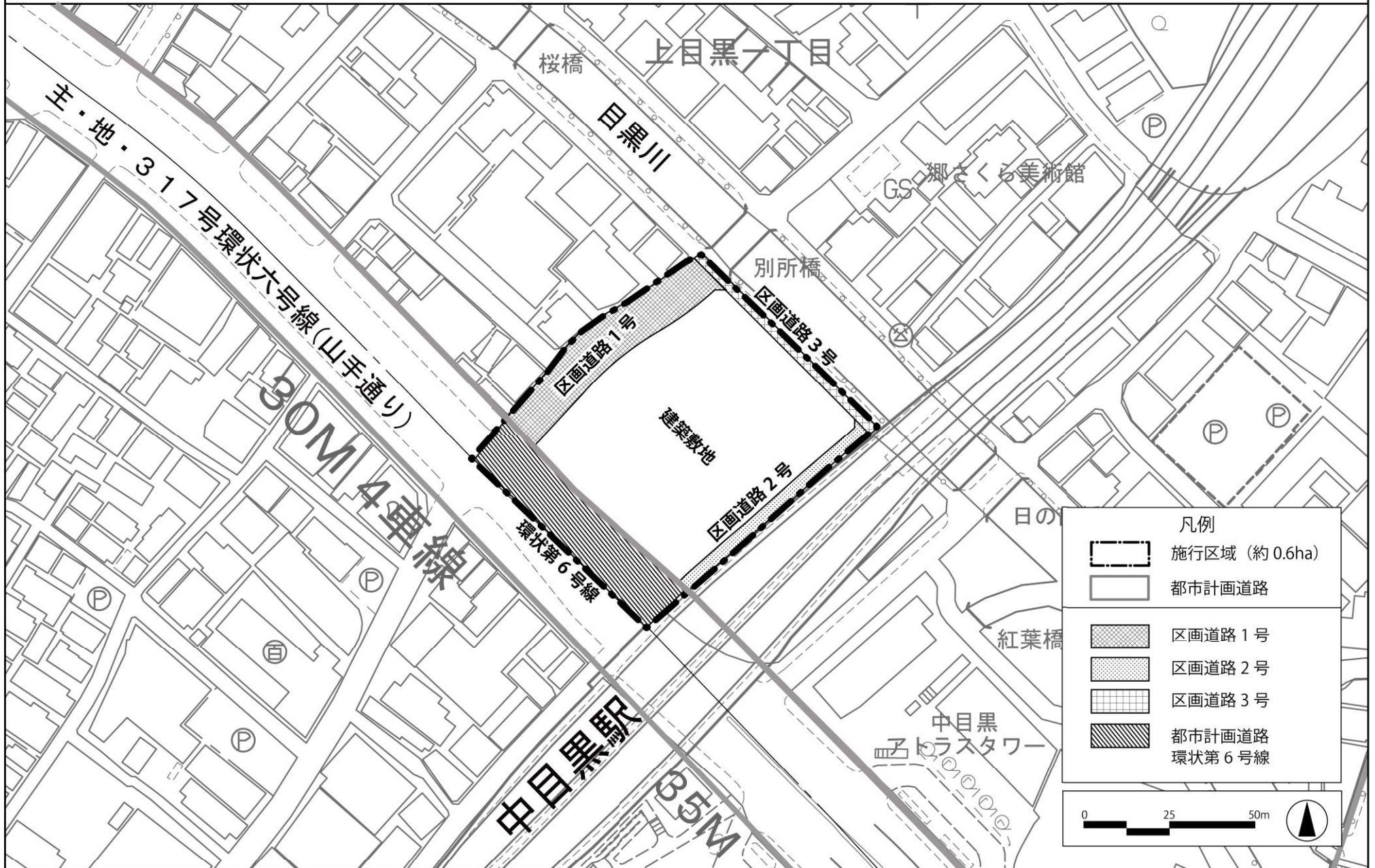
東京都都市計画 第一種市街地再開発事業 計画図1〔施行区域〕
中目黒駅前北地区第一種市街地再開発事業

〔目黒区決定〕



東京都都市計画 第一種市街地再開発事業 計画図2〔公共施設の配置図〕
 中目黒駅前北地区第一種市街地再開発事業

〔目黒区決定〕



凡例

	施行区域 (約0.6ha)
	都市計画道路
	区画道路1号
	区画道路2号
	区画道路3号
	都市計画道路 環状第6号線

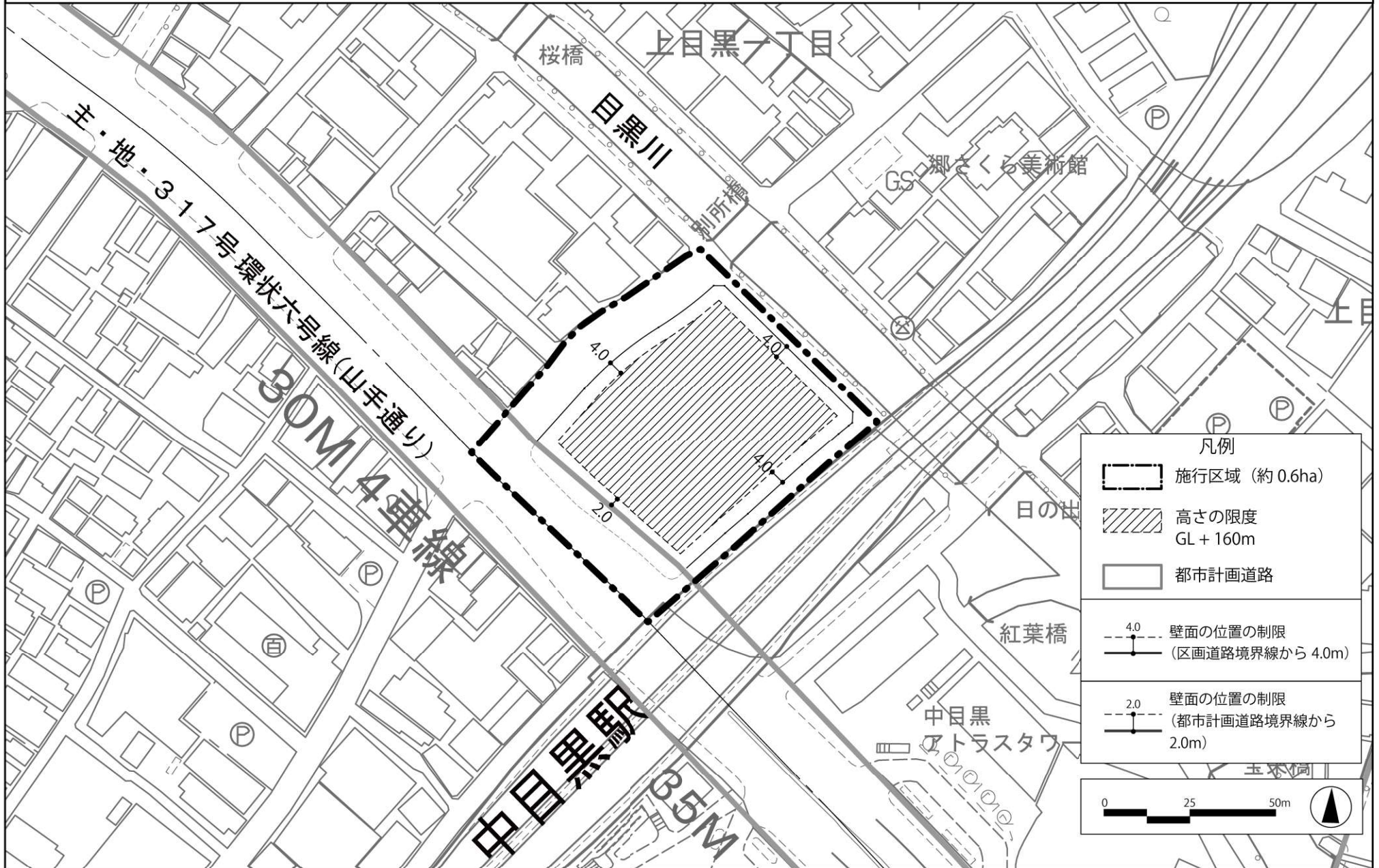
0 25 50m

この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第141号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基街都第129号、令和7年7月1日。

東京都都市計画 第一種市街地再開発事業 計画図3〔建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限〕

中目黒駅前北地区第一種市街地再開発事業

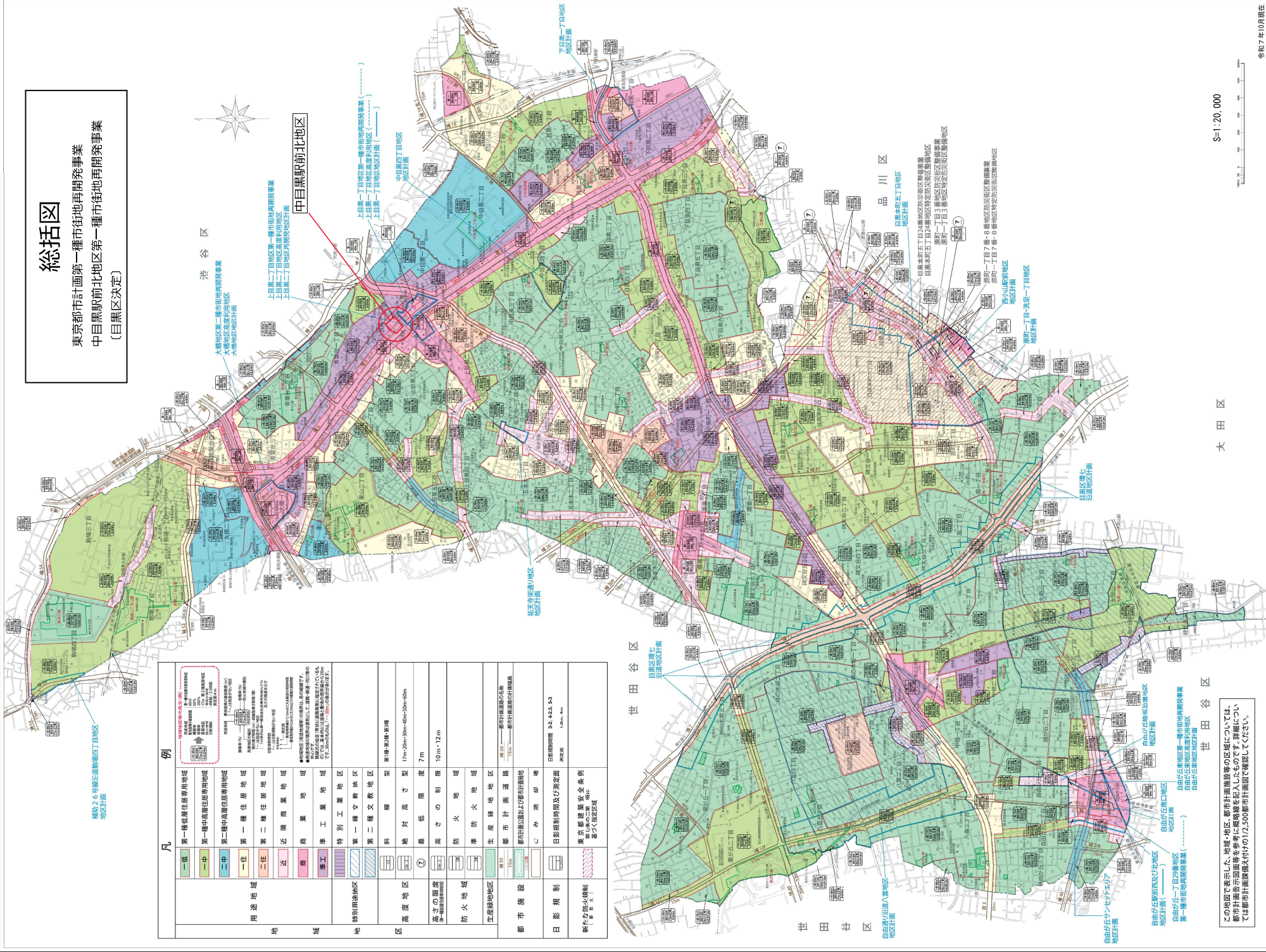
〔目黒区決定〕



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用 (承認番号: 7都市基交測第 141 号) して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号) 7都市基街都第 129 号、令和7年7月1日。

総括図

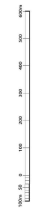
東京都都市計画第一種市街地再開発事業
 中目黒駅前北地区第一種市街地再開発事業
 (目黒区決定)



凡例	例
第一種低層住居専用地域	第一種中層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第二種住居地域
近隣商業地域	商業地域
準工業地域	特別工業地域
特別用途地域	第一種立寄地区
第一種文庫地区	新築制限
高さ制限	絶対高さ
最低限度	高さの制限
防火地域	準防火地域
生産緑地地区	都市計画道路
都市施設	都市計画道路の名称
日影規制	日影規制線 3.2, 4.3, 5.3
新築高さの制限	新築高さ

この地図で表示した、地域、地区、都市計画種別等の区域については、都市計画告示面図等を参考に図例表を記入したものとします。詳細については都市計画課第410号の1/2,500都市計画図で確認してください。

S-1:20,000



令和7年10月現在

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画第一種市街地再開発事業

中目黒駅前北地区第一種市街地再開発事業

2 理由

本地区が位置する中目黒は、「都市づくりのグランドデザイン」において、商業、業務、居住などの機能の集積、建築物のリノベーションや目黒川との調和による個性的な店舗や飲食店等の集積、大学の立地などにより、文化・交流が生まれる拠点が形成される中枢広域拠点域に位置付けられている。

また、「目黒区都市計画マスタープラン（令和5年4月改定）」においては、中目黒駅周辺地区を職・住・遊の多様な都市機能が集積する「広域生活拠点」と位置づけ、「創造的コミュニケーションがあふれるまち」を基本理念に駅周辺における都市基盤の整備や都市機能の更新を進めるとともに、職・住・遊・学の多様な機能が集積し、公共空間や民有地の広場・空地等を活用した公民連携まちづくりの取組により、居心地がよく歩きたくなくなるまちなかを創出することで、多様な文化や交流が生まれるまちを形成することとしている。

さらに、具体的なまちづくりの方向性を示した「中目黒駅周辺地区整備計画（平成31年1月）」では、駅前における混雑緩和や道路整備、歩行者動線の機能強化、並びに建築物の不燃化、耐震化や都市型水害対策等を進めながら、回遊促進拠点としての機能を強化することとしており、公民連携によって策定した「ナカメ未来ビジョン（令和6年3月）」では、歩行者優先のゆとりある環境を創出するウォーカーネットワークの構築やオープンスペース等を憩いや交流の場として活用するまちなか拠点づくりを目標としている。

一方、本地区は山手通りの拡幅によって生まれた狭小敷地や、従前からの細街路により、駅前としての健全な都市機能の更新が困難な状況にあり、非耐火構造建築物や老朽建築物が集積するなど、防災上の課題が生じている。また、周辺道路には歩道がなく、歩行者と車両が交錯するといった交通安全上の課題も生じている。

これらを踏まえ、本地区では、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、魅力的なオープンスペースの確保、安全な歩行空間の整備、駅前における防災性の向上、都市機能の増進に資する商業や住宅等の充実を図ることで、人々の滞留や回遊、憩い、交流を生み出す、安全で快適なまちなか拠点を形成するため、約0.6ヘクタールの区域において、中目黒駅前北地区第一種市街地再開発事業を決定するものである。